

オホーツク・文化交流センターサークル等登録制度設置要綱

1. 目的

市民の生涯学習及び芸術・文化、スポーツ・レクリエーション活動を行うサークル等の登録制度を行うことにより、継続的な生涯学習活動を奨励することを目的とする。

2. 登録制度について

- (1) 本制度に登録したサークルは、オホーツク・文化交流センター（以下「センター」という。）の基本使用料金の減免措置を受けることができる。冷暖房料及び備付物件料等は、この限りでない。
- (2) 本制度に登録したサークルは、団体サークル室のレターボックスを使用でき、希望によりロッカーも使用することができる。
- (3) 本制度に登録したサークルは、センターの求めに応じ市民の生涯学習活動の支援に関し、可能な限り協力をすること。

3. 登録対象となるサークルの条件

センターにおいて、継続的、かつ計画的に活動しているサークルで、次の各号に該当するサークルとする。

- (1) 代表者及び事務局を置き、網走市に居住する会員が5名以上で構成され、会則及び収支計画を有すること。
- (2) 営利を目的としないこと
- (3) 講師・指導者が運営する「教室」及び「カルチャースクール」ではないこと。
- (4) 生涯学習及びスポーツ・レクリエーション活動を推進するサークルで、センターにおいて毎月1回以上の継続的学習活動を行っていること。
- (5) サークル会員以外の講師がいる場合は、過度な謝金を支払っていないこと。

4. 登録申請について

登録を申請するサークルは、センターサークル等登録申請書（様式1）を、会則及び会員名簿添付の上、網走市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出する。

5. 登録の承認及び変更の届出

- (1) 教育委員会は、登録を承認したときは、センターサークル等登録承認書（様式1）を交付するものとする。
- (2) 登録申請内容に変更があった場合には、センターサークル等登録内容変更届（様式2）を提出しなければならない。

6. 登録の有効期間

- (1) 登録サークルに承認された場合の有効期間は1年間とし、年度ごとに再登録しなければならない。
- (2) 年度途中での登録による有効期間は、前項の残存期間とする。

7. 登録の取消し

次の各号の一に該当した場合には、登録を取消し、センターサークル等登録取消通知書（様式3-2）を交付する。

- (1) サークル活動を停止又は解散したとき。
- (2) センター条例第12条の規定により、利用承認の取消等されたとき。
- (3) 登録条件に適合しないと判断した場合。

8. その他

- (1) この要綱に定めるもののほか必要事項は、その都度定める。